

山梨県障害者幸住条例

《参考》

平成五年十月十四日
山梨県条例第三十号

山梨県障害者幸住条例をここに公布する。

山梨県障害者幸住条例

目次

- 第一章 総則（第一条 第九条）
- 第二章 障害者の福祉の推進（第十条 第二十一条）
- 第三章 福祉のまちづくり
 - 第一節 福祉のまちづくりのあり方（第二十二条）
 - 第二節 特定施設の整備（第二十三条 第三十三条）
- 第四章 雑則（第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、障害者のための施策に関し、基本的理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、障害者のための施策に関し必要な事項を定めることにより、障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進し、もって障害者が生きがいを持ち、幸せに暮らすことができる社会（以下「障害者幸住社会」という。）を築くことを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「障害者」とは、身体又は精神に障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

（基本的理念）

第三条 障害者が、個人の尊厳にふさわしい処遇を保障され、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられることとし、もって障害者幸住社会を実現することとする。

（自立への努力）

第四条 障害者は、自ら進んで、その自立を図り、社会を構成する一員として社会経済活動に参加するよう努めなければならない。

（県の責務）

第五条 県は、障害者の自立と社会経済活動への参加の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（市町村の責務）

第六条 市町村は、県の施策とあいまって、地域における障害者の状況等を踏まえ、障害者の自立と社会経済活動への参加の促進に関する施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、その事業活動の実施に当たり、障害者の自立と社会経済活動への参加の促進に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する施策(障害者の自立と社会経済活動への参加の促進に関する施策をいう。次条において同じ。)に協力するものとする。

(県民の責務)

第八条 県民は、障害者の自立と社会経済活動への参加の支援に努めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力するものとする。

(財政上の措置)

第九条 県は、第五条の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 障害者の福祉の推進

(医療)

第十条 県は、障害者の心身の状況に応じた治療、リハビリテーションその他の医療が提供されるよう努めなければならない。

2 県は、医療機関等と連携を図り、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(教育)

第十一条 県は、障害者とその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、適切な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の充実その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、障害者に対する理解と思いやりのある児童等を育成するための福祉教育を推進するよう努めなければならない。

(就業機会の確保等)

第十二条 県は、障害者とその能力に応じて適当な職業に就くことができるようにするため、職業能力の開発及び向上の促進、就業の機会の確保その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(相談)

第十三条 県は、障害者に関する福祉、医療、教育等の相談業務を総合的に行うための諸条件の整備に努めなければならない。

(施設の整備)

第十四条 県は、障害者の障害の種別及び程度に応じ、社会福祉施設等社会福祉事業に係る施設が総合的に整備されるよう努めなければならない。

(在宅障害者への支援)

第十五条 県は、障害者が安心して居宅における日常生活を営むことができるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(障害者の自主的な活動の促進)

第十六条 県は、障害者自らが障害者のために行う相談、生活指導その他の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

(福祉従事者の確保)

第十七条 県は、障害者の福祉に関し専門的知識又は技能を有する者の養成及び確保に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(ボランティア活動)

第十八条 県は、すべての県民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、障害者の福祉に関するボランティア活動を実践することができるような環境を醸成するよう努めなければならない。

(公共交通機関の利用)

第十九条 県は、障害者が公共の交通機関を容易に利用することができるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(文化活動等)

第二十条 県は、障害者が自主的かつ積極的に文化、スポーツ及びレクリエーションに関する活動に参加することができるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、障害者の国際友好親善に資するための施策を推進するよう努めなければならない。

(啓発及び情報の提供)

第二十一条 県は、県民が障害者について理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

2 県は、障害者の自立と社会経済活動への参加の促進に関し、障害者に対し、障害の種類に応じた適切な情報の提供を行うよう努めるものとする。

第三章 福祉のまちづくり

第一節 福祉のまちづくりのあり方

第二十二条 県は、市町村、事業者及び県民と連携を図り、障害者が自らの意思で自由かつ容易に社会経済活動に参加することができるよう福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。

2 不特定かつ多数の者の利用に供する施設を設置し、又は管理する者は、障害者がその施設を安全かつ快適に利用することができるよう配慮するものとする。

第二節 特定施設の整備

(特定施設)

第二十三条 この条例において「特定施設」とは、官公庁施設、社会福祉施設、医療提供施設、教育文化施設、公共の交通機関の施設、宿泊施設、娯楽施設、店舗、共同住

宅、事務所、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

(特定施設整備基準)

第二十四条 知事は、特定施設の構造及び設備の整備について必要な基準（以下「特定施設整備基準」という。）を定めなければならない。

2 前項の特定施設整備基準は、特定施設の種類及び規模ごとに次に掲げる事項について規則で定めるものとする。

- 一 車いすで通行できる傾斜路の設置
- 二 車いすで通行できる出入口等の幅員の確保
- 三 階段の手すりの設置
- 四 障害者が利用できる便所、駐車場及びエレベーターの設置
- 五 視覚障害者用誘導ブロックの設置
- 六 前各号に掲げるもののほか、障害者の利用に配慮すべき事項

(特定施設整備基準への適合)

第二十五条 特定施設の新築、新設、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の様替え（以下「特定施設の建築等」という。）をしようとする者は、特定施設を特定施設整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(特定施設の建築等の届出)

第二十六条 特定施設の建築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定施設の場所
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の規模
- 五 特定施設の建築等の種類
- 六 特定施設の構造及び設備の内容（特定施設整備基準に係るものに限る。）
- 七 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指導等)

第二十七条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設が特定施設整備基準に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

(工事の完了検査)

第二十八条 第二十六条の規定による届出をした者は、その届出に係る特定施設の建築等の工事を完了した場合においては、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理した場合においては、その届出に係る特定施設が特定施設整備基準に適合しているかどうかを検査しなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による検査をした場合において、当該特定施設が特定施設整備基準に適合していることを認めるときは、その届出をした者に対して適合証を交付しなければならない。

(立入調査)

第二十九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設が特定施設整備基準に適合しているかどうかについて調査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告)

第三十条 知事は、特定施設の建築等をしようとする者が第二十六条の規定による届出を行わずに当該工事に着手したときは、当該特定施設の建築等をする者に対し、同条の規定による届出をすることを勧告することができる。

- 2 知事は、第二十六条の規定による届出をした者がその届出と異なる工事を行ったときは、その届出をした者に対し、その届出に基づく工事を行うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第三十一条 知事は、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、その勧告を受けた者に意見陳述の機会を与えなければならない。

(平七条例四六・一部改正)

(維持等)

第三十二条 特定施設の建築等を行い、当該特定施設を特定施設整備基準に適合させた者は、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

- 2 何人も、特定施設整備基準に係る特定施設の効用を妨げるような行為をしてはならない。

(国等に関する特例)

第三十三条 国、地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が行う特定施設の建築等については、第二十六条から第三十一条までの規定は、適用しない。

- 2 知事は、国等に対し、特定施設の特定施設整備基準への適合の状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

第四章 雑則

第三十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成五年規則第七〇号で平成六年一〇月一日から施行)

附 則(平成七年条例第四六号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(平成八年規則第一〇号で平成八年四月一日から施行)